

北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

平成24年12月19日

条例第54号

改正 平成30年3月30日条例第13号

平成30年6月22日条例第39号

令和3年6月25日条例第21号

令和5年3月30日条例第8号

令和6年3月26日条例第11号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の要件(第3条)

第3章 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(第4条—第9条)

第4章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準(第10条—第13条)

第5章 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(第14条—第17条)

第6章 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(第18条—第21条)

第7章 福祉ホームの設備及び運営に関する基準(第22条—第25条)

第8章 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(第26条—第29条)

第9章 雑則(第30条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づき、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の要件、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準、福祉ホームの設備及び運営に関する基準並びに障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定の要件
(指定障害福祉サービス事業者等の指定の要件)

第3条 法第36条第3項第1号(法第37条第2項、第38条第3項(法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。))及び第41条第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法第36条第4項に規定する主務省令で定める基準によることとする。

(令5条例8・一部改正)

第3章 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
(この章の趣旨)

第4条 法第30条第1項第2号イの規定により条例で定める基準該当障害福祉サービスの事業の基準並びに法第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定障害福祉サービスの事業の基準は、この章に定めるところによる。

(平30条例39・一部改正)

(一般原則)

第5条 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者及び障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(令3条例21・一部改正)

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

第6条 前条及び第9条に定めるもののほか、基準該当障害福祉サービス及び指定障害福祉

サービスの事業の基準は、法第30条第2項、第41条の2第2項及び第43条第3項に規定する主務省令で定める基準によることとする。

(平30条例39・令5条例8・一部改正)

(非常災害対策)

第7条 前条の規定にかかわらず、指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、就労定着支援又は自立生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者を除く。次条第2項において同じ。)及び基準該当障害福祉サービスの事業を行う者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者を除く。同項において同じ。)は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

(平30条例13・一部改正)

(地域との連携等)

第8条 第6条の規定にかかわらず、指定障害福祉サービス事業者及び基準該当障害福祉サービスの事業を行う者(以下この項及び次条において「指定障害福祉サービスの事業者等」という。)は、その事業の運営に当たっては、当該指定障害福祉サービスの事業者等の事業所が所在する地域の自治会等の地縁による団体(次項において「自治会等」という。)に加入するなど、地域住民及びその自発的な活動等(以下この項において「地域住民等」という。)との連携、協力等により地域との交流に努めるとともに、地域住民等に対し、当該指定障害福祉サービスの事業者等が行う事業の内容、当該事業の利用者の障害の特性等を適切に説明するよう努めなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者及び基準該当障害福祉サービスの事業を行う者は、自治会等と非常災害時における協力体制を構築するよう努めなければならない。

(暴力団員等の排除)

第9条 指定障害福祉サービスの事業者等は、次の各号のいずれかに該当してはならない。

(1) 当該指定障害福祉サービスの事業者等(その者が法人である場合にあっては、その役員等)又は管理者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又

は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。)であること。

- (2) 暴力団員等をその事業所(当該指定障害福祉サービスの事業及び基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所をいう。次号において同じ。)の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用していること。
- (3) 暴力団員等によりその事業所の運営について支配を受けていると認められること。
- (4) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。)第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告(県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。)に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。
- (5) 管理者又は役員等が前号に規定する公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していない者であること。
- (6) 県条例第25条第1項第3号に該当することにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。
- (7) 管理者又は役員等が県条例第25条第1項第3号に該当することにより懲役又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者であること。

(令3条例21・一部改正)

第4章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

第10条 法第44条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定障害者支援施設の基準は、この章に定めるところによる。

(一般原則)

第11条 指定障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に

立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

(令3条例21・令6条例11・一部改正)

(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準)

第12条 前条及び次条(第9条の規定を準用する部分に限る。)に定めるもののほか、指定障害者支援施設の基準は、法第44条第3項に規定する主務省令で定める基準によることとする。

(令5条例8・一部改正)

(準用)

第13条 第7条から第9条までの規定は、指定障害者支援施設について準用する。

第5章 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

第14条 法第80条第1項の規定により条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

(一般原則)

第15条 障害福祉サービス事業者(療養介護事業者、生活介護事業者、自立訓練(機能訓練)事業者、自立訓練(生活訓練)事業者、就労移行支援事業者、就労継続支援A型事業者及び就労継続支援B型事業者に限る。以下この章において同じ。)は、利用者の意向、

適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(令3条例21・一部改正)

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準)

第16条 前条及び次条(第9条の規定を準用する部分に限る。)に定めるもののほか、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、法第80条第2項に規定する主務省令で定める基準によることとする。

(令5条例8・一部改正)

(準用)

第17条 第7条から第9条までの規定は、障害福祉サービス事業について準用する。

第6章 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

第18条 法第80条第1項の規定により条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第19条 地域活動支援センターは、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。第23条第3項において同じ。)、障害福祉サービス事業を行う者その他の保

健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

- 4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(令3条例21・一部改正)

(地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準)

第20条 前条及び次条(第9条の規定を準用する部分に限る。)に定めるもののほか、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、法第80条第2項に規定する主務省令で定める基準によることとする。

(令5条例8・一部改正)

(準用)

第21条 第7条から第9条までの規定は、地域活動支援センターについて準用する。

第7章 福祉ホームの設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

第22条 法第80条第1項の規定により条例で定める福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第23条 福祉ホームは、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。
- 4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(令3条例21・一部改正)

(福祉ホームの設備及び運営に関する基準)

第24条 前条及び次条(第9条の規定を準用する部分に限る。)に定めるもののほか、福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、法第80条第2項に規定する主務省令で定める基準によることとする。

(令5条例8・一部改正)

(準用)

第25条 第7条から第9条までの規定は、福祉ホームについて準用する。

第8章 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

第26条 法第84条第1項の規定により条例で定める障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

(一般原則)

第27条 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的を確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的を確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

(令3条例21・令6条例11・一部改正)

(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準)

第28条 前条及び次条(第9条の規定を準用する部分に限る。)に定めるもののほか、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、法第84条第2項に規定する主務省令で定める基準によることとする。

(令5条例8・一部改正)

(準用)

第29条 第7条から第9条までの規定は、障害者支援施設について準用する。

第9章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成30年3月30日条例第13号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(平成30年6月22日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和3年6月25日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第5条第4項及び第11条第4項の規定並びに第2条の規定による改正後の北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第5条第3項、第11条第3項、第15条第3項、第19条第4項、第23条第4項及び第27条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

付 則(令和5年3月30日条例第8号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

付 則(令和6年3月26日条例第11号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。